

時事新報

第千五百十九號
 明治二十年二月廿三日 水曜日
 丁亥二月朔日
 日 出 午前六時四十分
 入 午後六時四十分
 月 出 午後六時四十分
 入 午後六時四十分
 日 出 午後六時四十分
 入 午後六時四十分
 (西曆一千八百八十七年)

時事彙報

所得稅論の參考(前號の續)

所得稅は稅の公平なるものありとして理論上之と認可するも之を實地に施行せんとするに當りては唯其條理の公平ありと云ふを以て漫に之を課す可らず凡そ租稅の事に就ては古經濟學者の論するが如く之を徵收する費用の少くして國庫に入る額の多きを撰ばざる可ざるが故に所得稅の場合に於ても先づ我國狀を詳にし之を賦課する所得の額を調査すると果して困難ならざるかを調査し得て之を徵收するに多くの費用と煩はしき手數とを要せざるか仔細に此邊の事情を熟考して確りある成算あるを非ざるを以て實施せざるべしと云ふべし現に英國にてはヒット氏宰相たるの時に當りて始めて所得稅の法を創設し爾後久しく磨練せらるるが千八百四十二年ロバート・ピール氏宰相たるに及んで再び之を採用し時々稅額の輕重變更ありしにも拘らず今日まで引き續けて之を維持し來り稅收者も納稅者も其慣行に従て滑かに徵收又納附するが如くあれども然れども其課稅の際には調査の不行届る處少からず時に或は手落ち調査稅の廉もあるが故に所謂漏網に疵ざる君子の流り其所得稅の賦課に調査稅の廉あると知りて之を默止せざるも忍びずとして後日或は匿名を以て其調査稅の部分丈けを良心錢と稱してツツと稅收者の手許まで届けるもの多しと云ふ英國は商業の國にして一般人民の家計帳合頗る整頓せりと云ふ英國に於ても既に前陳の次第なり、況して我國の如きは家々の帳合皆舊來日本流の雜取する帳面を用ひ當局者外、傍人は見く解せざるもの多しと云ふと云ふ田舎地方に至りて見れば一方の大靈株、年々の所得少からざるものが唯多年の手心を以て家政を料理し金銀貸借等事に就ては固より其證書を所持すれども其他一切の出納は唯之を胸算中に加減するのみして別に形ある帳面さへ備へざるものあるの有様あれを今新に此稅法を設けて之を施行せんとするに就き一々納稅人の所得を調査して其價格を定むるの手續は英國に於て始めて此稅を創設したるの比に非ざるべし且つ土地家屋等より收入する金額は年々格別の差異なしと雖も醫劑代官人等の所得の如きは年々其收額と異にするものがあるが故に我國の如く國籍にては之を調査するに其費用と手數とを要せると中々容易の事と非ざるべし凡そ稅を課するに如何處にも行き渡りて公平精密何人も之を免れざることを期せざる可らざるが故に新稅を課せんとせば其課稅を課防するに非常れ手數と費用とを要せざるや如何と之と講究せると肝要ある可し蓋し未整備の社會にては多くの收稅を要するものありとは古經濟學者の發言せし所にして我國の如きは之を歐洲諸國に比して稅上幾層の費用を要するは疑ふ可ざるの事實なれば新稅を起さんとせざるや當りては先づ其課稅の多少を豫測せざる可らず例へば我が國にて明治十三年に發布したる酒造稅制中に自家用酒の類を製造するものは一家内に於て製造高一石を越ゆるを得ず又一家の外に於て之を製造して之を賣却し得ず之と犯したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處し仍ほ犯罪に係る物品及び器械を沒收す之を賣却したる者は其代價を追徴すべ云々の箇條あるが如く凡そ六名ほどの検査主任官を置く由あり斯くて此主任官の月給凡そ十圓位を取らざる可らざる間斷なく縣内を巡廻し居るが故に準判任官の旅費日當一日一圓として月に卅圓、之れに月給を加ふれば一人に付き月に四十圓あり、四十圓の検査官六人となれば家費検査の爲め一縣に付き一月月凡そ二百四十圓を要する割合あり而して其犯罪者と發覺して之れを罰金其他の處分を施すとば誠に稀有の事なりと云ふ斯くて右検査官の爲めに一縣内に於て月に二百四十圓、即ち年に二千八百八十圓の費用を要するに甚だ惜む可きに似たりとも酒造稅を課する以上は此等の費用を免るゝ能はざる可らざる也此例を舉げて我國にて稅收費比多きと概言す可らざるも彼れ所得稅に如きは歐米諸國にても最も不人望ありて然かも最も六ヶヶ稅額なるのみならず他の稅目も比れば稅收の費用も亦頗る多き由ありば近來世上の風説の如く我が國政府も果して此稅と起すの意もあらんには先づ我國狀を熟察して其稅額と收稅費との關係等を詳かにして然る後に徐々之を施行するところ肝要なれども但し稅收の事其始末頗る困難あるも一旦其慣例を爲して上下之に安んずる時は漸く其困難を感せざるに至るべしと雖も我國にて新稅所得稅を起して其徵收上に困難を感せざるに至るまでは中々容易の事に非ざるべし扱て今我國の實際に於て新稅を起さんとすに如何の所得稅を以て最先なりと爲すか或は更に簡便善長ある租稅あるべきか此邊の事に就ては我輩聊か所見なきにたらずと雖も姑く之を他日に譲り今唯我が國政府が新稅所得稅を起すとすの風説を聞くに付け其向きの論者も參考の爲めに爰も聊か一言を呈し其注意を乞はんことを欲するものとす (元)

雜報

○京都御駐紮第十五報(二月十八日發陪都通信員特報) 石山行啓 皇后宮には兼て被仰出たる如く本日午前七時三十分建禮門より出御御陪乘は室町典侍供奉は杉内藏頭其他近衛將校等にて兩儀定式の如く堺町御門より三條鳥丸通りを七條停車場にて御暫時休息の上八時十五分同場發別仕立汽車にて御發車九時十五分大津停車場御着同場には中井滋賀縣知事同書記官大津在勤各官衛諸官吏縣會議員人民有志者奉迎し師範學校生徒は小銃背囊を負ひ軍裝にて同校附屬小學生徒は木製の小銃竹製の銃剣を付け木綿製の背囊を負ひ師範學校女子部生徒は不殘束髪にて紫黒の袴と若く奉迎またり皇御宮に中井知事の御先導にて太湖汽船會社の樓上の御休所に入御凡十五分開御休息中同會社の汽船第一太湖丸の甲板より煙火數十發打揚が同九時三十分同裏棧橋より同社汽船辰丸と御乘船離船離波丸と共に同所を御發船仰り此際同地有志者より投網五六艘を出し御船を漁り御船に入御御取れも御船に入らざり同十四時四十五分滋賀郡橋本村勢田橋東詰に御着船同所に二十間計の棧橋を設け周圍を幕と張り仰り此處より御上陸皇后宮には御板輿供奉の女官は人力車其他の歩行に同十一時十五分石山寺境内に於る法輪院に御

着御先導の中井滋賀縣知事同寺住職菅原圓照師にて入御の後御齋餐を召し夫より十二時迄御休息十二時同寺御山門御板輿にて石階を下に至らせらる御步行にて同寺十二番の札所なる石山觀音の開帳を御拜あり終て同寺内陣の源氏間に入御紫式部自筆の般若經開觀通如上八六歳の時着したる鹿子の振袖弘法大師の寶物等を御覽あり夫れより御登山月見堂と臨御同堂より望遠鏡にて近江富士其他八景を御覽ありたり此日は晴天にて一點の雲なく無上の好天氣なれば御遠望の屈強の日和なり右終て御下山再び法輪院に入御暫時御休息の上午後一時御出發御道筋を元の如く勢田橋を渡御一時二十分御乘船幸て幸崎松御覽の上午後三時十分大津へ復御太湖汽船會社にて休息中滋賀縣知事夫人並に同縣官吏も拜謁仰付られ午後四時大津發汽車にて還啓在させられたり此日皇后宮より石山寺へ金三十五圓下期せられたる由に承はる

○生糸改良 頃々同地方にて蚕糸業も如何せん其糸質は粗に賣込れ場合に賣往々荷主の困地方の如きは之を甚しく困難を感には夙に上毛繭質の改良に盡力せんことを注意し毛繭改良會社にも拘はず其功勞は創立以來頗る上々たるはる

○警備官の請學 皇宮警察署は警備官手は凡二百餘名もある由あるが其中壯年の者百卅餘名と撰抜し内四十名は佛語九十名は英語を練習せまむる由にて是迄は甲乙の二部より隔日の當直ありしも語學の始まりを以て一日は語學一日は當直と殆んど終日なるといふ

○東京電燈會社にては追々點燈受負事業を擴張する筈にて今度南茅場町第二電燈局に十馬力の汽鍋を据附くるよと、及び一昨日其筋へ右認可し機を出願したり

○携帶通信機 辰ノ口軍用電信隊にては今度軍用に供する携帶通信機と使用する事と爲し右の器械一式を京橋區新町明工舎沖秀正氏へ注文したる由該器械は縦一尺横八寸位の箱に電機及び印字紙其他通信機と入りたりしものにて電線は千呎を技手一人にて携帶し行くとを得るものありと云ふ

○天守の保存 名古屋鐵道の舊尾張城郭内にある天守は是まで陸軍省所轄なりしが名も負ふ大層にして保存に費額年々少分れ事にたらずとて之と取替り有る種の古跡を絶滅するは残り惜し事なりとて同省あり種々研議ありたるが此頃右保存費額は同省と地方廳なる愛知縣にて相持ちよせんとする協議中ありといふ

○書籍原價拂下 帝國大學特別監督の下にある五私立法律學校の生徒には帝國大學生徒同様司法省印行の書籍は原價を以て拂下ぐる旨司法省記録課長より右

五校へ通達したる

○各國郵便物取 數を比較するに白耳義等なり尤の爲先夏季中にりといふ今左より

○安南の近狀 統轄して能く之如し反徒は到るにに違ふ

○各國郵便物取 數を比較するに白耳義等なり尤の爲先夏季中にりといふ今左より

○安南の近狀 統轄して能く之如し反徒は到るにに違ふ

白耳義	二〇〇
佛國	一五〇
和蘭	一〇〇
暹羅	五〇
伊太利	二〇